

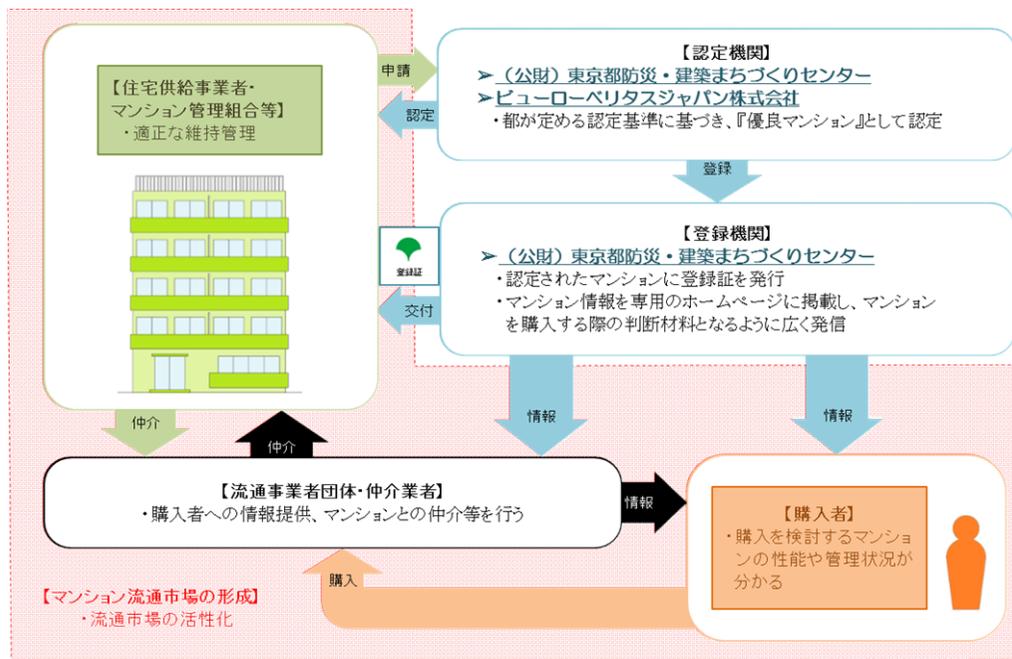
# 東京都優良マンション登録表示制度の概要

## 1 制度の概要(平成15年度から開始)

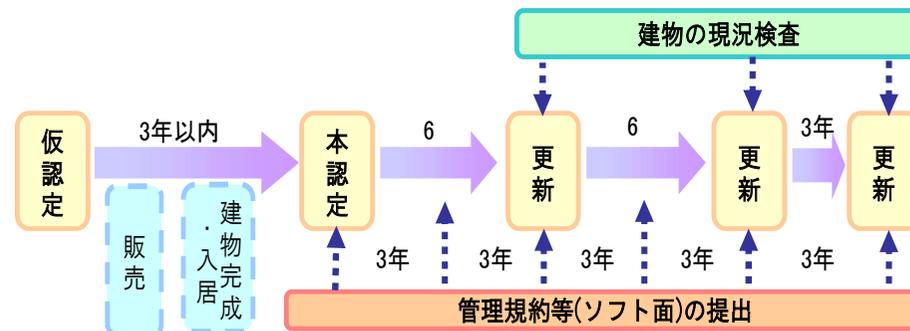
建物(共用部分)の性能と管理の両面において、一定の水準を確保する分譲マンションを『優良マンション』として認定・登録し、HP等で公表

(制度の目的)

- ・購入予定者に**購入時の判断材料**を提供
- ・建物性能や管理の状況が適切に評価される、**流通市場の形成を促進**
- ・管理組合の**管理に関する意識の向上**を図り、長期に渡ってマンションが**良好に維持管理**されるよう誘導



## 2 認定手順



## 3 認定基準概要

	建物性能(ハード面)	管理(ソフト面)
認定基準(新築)	(1)建築確認(確認済証)、完了検査(検査済証)の交付を受けている (2)品確法に基づく「住宅性能評価書」に該当する等級を満たす ・構造の安定(耐震等級1、耐風等級2) ・火災時の安全(耐火等級[開口部]2) ・劣化の軽減(劣化対策等級2) ・維持管理への配慮(維持管理対策等級2) ・高齢者等への配慮(高齢者対策等級3)	○総会の開催、管理者の設置 ○管理規約が標準管理規約に準じている ○長期修繕計画の対象期間が20年以上 ○一定額以上の修繕積立金

中古の場合は、建物性能に関しては、(1)に代えて検査済証  
 (2)に代えて、耐震性能を有している、現況検査により、劣化事象等が認められないが基準となる管理については、新築の基準+大規模修繕の実施状況、法定点検の実施についてが基準となる